

令和2年涌谷町議会定例会3月会議（第6日）

令和2年3月10日（火曜日）

議事日程（第4号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第17号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第18号 令和元年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

1. 議案第19号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

1. 議案第20号 令和元年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 議案第21号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

1. 議案第22号 令和2年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第23号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第24号 令和2年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第25号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第26号 令和2年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第27号 令和2年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第28号 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第29号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第30号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課長 兼 参事	渡辺 信明 君	総務課財政再建対策室 参事 兼 室長	今野 博行 君
企画財政課長 兼 参事	高橋 貢 君	まちづくり推進課長	大崎 俊一 君
税務課長	熊谷 健一 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	町民医療福祉センター 総務管理課長	紺野 哲 君
町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡 俊元 君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村 智香子 君
町民医療福祉センター 健康課参事兼課長	浅野 孝典 君	農林振興課長 兼 参事	瀬川 晃 君
建設課参事兼課長	佐々木 竹彦 君	上下水道課長	平 茂和 君
農業委員会会長	畑岡 茂 君	農業委員会事務局長	小野 伸二 君
教育委員会教育長	佐々木 一彦 君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海 潤 君
生涯学習課長 兼 参事	佐々木 健一 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 由香子	総務 班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	日野 裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ここで開会前にお知らせしておきます。参与席、吉名病院事務長から欠席の報告がありましたので、お知らせいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、議案第17号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ835万5,000円を増額し、総額を20億8,336万円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては年度末までの収入見込みによる国民健康保険税の減額及び国県交付金等の確定等による増減でございます。歳出につきましては、年度末までの見込みによる事業費等の減額及び保険給付費の増減について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長から順次説明願います。

○税務課長（熊谷健一君） 議案書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、総額1,267万円の減額でございます。その内訳ですが、各項目の現年課税分につきましては、被保険者数の減少等により合計で887万円の減額を、滞納繰越分につきましては、年度末までの見込みで合計で380万円の減額を見込んだものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、8ページ、9ページをお開き願います。

3款2項9目1節①社会保障番号制度システム整備費補助金79万2,000円を増額をお願いするものでございま

す。さきの12月議会におきましてお認めをいただいておりますマイナンバーに係るオンライン資格確認対応システム改修経費に係る国庫補助金について、県から内示の連絡を受けましたので措置するものでございます。

4款2項1目1節普通交付金2,200万円の増額でございます。これについては歳出における保険給付費の年度末までの見込みによりルール分として措置するものでございます。

2節特別交付金12万6,000円の減額につきましては、特定健康診査等負担金について確定見込みにより減額するものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金309万8,000円の減額につきましては、一般会計補正予算におきましてもご説明を行いました国県からの交付決定、また年度末までの見込み、そして、9節乳幼児医療費助成事業繰入金につきましては、制度が廃止になったことにより減額いたすものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目財政調整基金につきましては、財源調整を行わないで予算が組めることから154万3,000円の減額を行うものでございます。

8款1項1目一般被保険者延滞金300万円の増額につきましては、これまでの実績と今後の見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。12ページ、13ページ、歳出に入ります。

1款1項1目細目2一般管理経費14万4,000円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして11節需用費、12節役務費は年度末までの見込みによる減額補正、13節委託料は委託契約差金により4万4,000円を減額するものでございます。

2目連合会負担金につきましては、負担金の額が決定したことにより19万6,000円の減額を行うものでございます。

3項1目運営協議会費13万2,000円の減額は、欠席委員並びに報酬の必要がない委員の委嘱により、報酬、旅費をそれぞれ減額するものでございます。

2款1項1目細目1一般被保険者療養給付費700万円の増額。

14ページ、15ページをお開き願います。

2目細目1退職被保険者等療養給付費150万円の減額、4項高額療養諸費の1目一般被保険者分、2目退職被保険者分におきましては、今後の見込みにより合わせて1,650万円の増額をお願いするものでございます。

6項1目出産育児一時金504万円の減額につきましては、当初において20件の支給を予定しておりましたが、母子健康手帳の交付状況から12件分を減額するものでございます。

3款につきましては財源の組み替えになります。

6款2項、16ページ、17ページをお願いします。

6目医療費適正化対策事業費10万円の減額につきましては、医療費通知の郵送料及び作成手数料の見込みによるもので、それぞれ減額いたすものでございます。

3項3目特定健康診査等事業費494万7,000円の減額につきましては、特定健診等の実績見込みによるものでございます。

7款基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整により313万4,000円の減額を行うものでございます。な

お、3月補正後の年度末基金残高につきましては5億1,382万1,000円となるものでございます。

8款諸支出金1項3目償還金4万8,000円の増額につきましては、平成28年度交付を受けました特定健診保健指導負担金につきまして、補助要項に該当しないケースが確認されたので、国庫負担金精算償還金として4万8,000円の措置をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 6ページ、7ページですけれども、医療分、支援分、介護分とありまして、そのほかにこの中にも均等割等あると思えますけれども、社会保険、協会けんぽと違って国保の制度は均等割という制度がどうしてもあって、二十歳未満の子供がいると均等割、収入がなくても均等割がかかってまいりますので、町内どのくらいの数の二十歳未満の子供がいるのかわかりませんが、その子供、国保の加入の二十歳未満の子供の数、実際均等割はどのくらいなのか、そのことによってどのくらいの影響の金額がこの令和元年にかかっているのか、数字的なものですがお知らせいただければと思います。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 二十歳未満というところなんです、手元には18歳以下というところの資料は準備していたんですが、二十歳未満ですと、ゼロ歳から19歳、2月1日現在になります。344名の被保険者数になります。

それで、344名で均等割の影響額というところなんです、医療分については均等割1人当たり1万7,000円、あとは後期高齢者が7,000円、介護も8,000円とありますが、介護の部分についてはあくまでも40歳から2号被保険者になるわけですので、二十歳未満とした場合は医療保険の1万7,000円、後期高齢者の7,000円、合わせて2万4,000円になるわけで、その2万4,000円の344名ですから、計算しますと825万6,000円、減免を考えない場合は825万6,000円の税額になるという試算になります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 二十歳未満で825万円、介護分は40歳から介護分というのが加わってまいります。子供が産まれることによって均等割という協会けんぽ等の社会保険にはないことが負担がかかってまいります。先ほど答弁いただきました医療分1万7,000円、支援分が7,000円となるわけで、実際そのくらいの金額でありまして、平成30年度の決算では基金積み立てが2,614万円でありました。平成29年度の決算では基金積み立てが6,238万5,000円を積み立てております。今回ちょっと途中ではありますけれどもこの財調積み立ての、これからどうなるかわかりませんが6,000万円以上積み立てる予定と、見込みだと思えますけれども、そういった中で1,000万円かからない、年間1,000万円かからない均等割の減免ができるのではないかと考えております。その積み立て云々よりも子育て支援のために均等割を減免するというような必要があるのではないかと。これは国保だけの問題でありますので比較的補正予算見ると、財調の崩したのも財調使わないで事業ができていような状況でありますので、子育て支援のことは町長かなと思えますけれども、こういった子供世帯に対する均等割減免について町長のご所見というか、考えをお聞きしたいなと思えます。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） この前も質問者は財調等の関係での何らかの形での被保険者に対する還元ということがご

ございました。そういった中で財調の推移を私も見守ってきたわけでございますけれども、今回はとりあえず、先ほど浅野課長が申されたように、5億以上の金でございます。そして、ご案内のように、一般会計における子育て支援というものなかなか財政的な運営の中で少し伸び悩んでいるなという感じも私自身しております。

そういった中で、やはりこういったようなときには頑張れる会計、そして、それぞれの会計が頑張って総合力で何とか行政全般に対して少しでも町民の皆様に喜んでいただける行政執行ができないのかなと私は思っております。

今、質問者が申されましたのは、ほかの自治体でどこかでそういったような形で子育て世帯に対する負担軽減ということでそういった前例があったような気がしますけれども、そういった中で今、子育て支援というものもこういった面でできないのかなという考えを私自身も持っております。確かに財調が高い状態で安定してきている。そして、心配するのは、国保加入者の方々が最近、滞納者がふえているという心配もございますけれども、そういった中でもこういった財調を保っているということを考えますと、質問者は二十歳と言いましたけれども、一般的に子育て支援と申しますと、まずは18歳までの高校卒業するくらいまでの子育て世帯に対して何らかの形の中で子育て支援対策として、そういった面を十分含ませながら対応できないのかなと私は思っておりますので、今、ここで軽々にどうこうとは言いませんけれども、この件に関しましては担当課の課長とも、あるいは職員とも話をし、もし実現できるのであれば、積極的な形の中で私は取り組みたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 関連するんですけど、財政調整基金の積立金が5億1,300万円、どのくらいが望ましいかというのは、たしか1カ月か2カ月分の療養給付ですかね、それぐらいを財調に持っていれば大丈夫でないかと言われてますことから、国民健康保険病院って名乗っている病院なんですから、国保会計の財調に積み立てていだけじゃなくて、国保の加入者が病院に幾らかかっているのかとか、そういったことの分析から国保会計から病院会計へ応援するような何かシステムというんですかね、そういったのも考えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤稔雄君） 技術的なことでないので私のほうから政策として考えております。

国保会計の潤沢な財調基金がある中で国保会計にという、私としてはご指導いただきましたけれども、この点につきましては私自身、きのうの質疑の中でもありましたように、やはり病院という運営、経営、それに関しては常に頭の中にあるものでございますので、そういったようなときに、もしそういったようなご指導ということで承ればそういったようなことも常に頭の中に入れさせていただきたいと思っておりますけれども、病院に関しては、やはり独立独歩の経営というものを求めているわけでございますので、まずは基本的に、先ほど申し上げましたように、一つ一つの特別会計、企業会計がしっかりとした形の中で運営なされた中で、その上で会計間での過不足という形の中で調整できるのであれば、私の立場の中では全てが潤沢に回るようにしたいと思っておりますけれども、そういったような形の中でただいまの質疑者の言葉は大きな私に対する指導と思っておりますので、そういったようなことも何かのときに参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 国民健康保険事業会計の部分については、国民健康保険加入者の相互の医療費の相互扶助を行うというのが大前提になります。しからば、その財源をどうするかというところは、国民健康保険、涌谷の場合は税で行っておりまして、その税というのは、やっぱり目的税でございますのでその目的は何かというと、お互いの相互の扶助を大前提に行われるというふうなところから、基本は相互扶助、その会計が大原則であるというふうなところをまず第1に考えるということを私のほうから説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 相互扶助と言いましたけど、今、さっき9番さんからも提案あったんですけど、じゃ、相互扶助と言いながら5億1,000万円もの積立金を持っていてこれどうするのというとき、やっぱり税を下げるとかそういった手だてとか、国保加入者が病院にかかったときの負担を軽減するとか、そういうことも考えていかないと、ただここに積み立て、さっきの話ではまた6,000万円なりふえるんじゃないかということからすると、そんなに持っていてどうするのと、こんな銀行の金利の安いときに。だから、有効に使うということも考えれば、やはり国保加入者のために使う、あるいは国保病院って名を打っているんですからその病院のために使うとか、そういう使い方もできるんでないかと思えますけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 確かに現在、5億1,000万円の財政調整基金の保有がございます。この背景の部分につきましては、やはり東日本大震災による被災地支援という特別調整交付金が背景にあるというふうなところで、あしたをもって東日本大震災も9年を迎えるところでございますが、それらの影響もそろそろなくなるであろうというふうなところでこれまでのおおむね大体6,000万円程度、被災地支援の影響額というふうなものをほぼ毎年のようにいただいてきた、その補助金調整交付金がそろそろなくなりますと。場合によっては来年度、令和3年度にその事業が打ち切られるというふうな打診も県のほうから何げに聞いております。

そういったところからある程度、収入と支出のバランスを考えた中での運用と、現在、県のほうで財政が統一化になったわけございまして、今、県のほうでは保険料の統一化というふうなところも目標としているところございまして、涌谷町の1人当たりの保険料はどういう水準にあるかという、平成30年の実績の部分が県のほうから速報で手元に届きまして、涌谷町の平成30年の1人当たりの保険料の調定額が8万6,900円になっているところでして、県下で17番目というふうなところの位置づけになっております。しからば市町村平均、県平均は幾らかというと、8万7,900円ということで、涌谷町、若干1,000円ほど低い状態になっています。そうそう大きい金額ではないんですが、いずれ保険料の部分については1人当たりの給付のほうが徐々に伸びているというふうなところで、そこでの財源調整をどうするかというのは、基金に今後、頼らざるを得なくなるのかなというふうな部分は事務担当としては考えているところではあります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 最終的には県内統一ということになっていくんだと思えますけど、他の団体で財調、どれくらい持っているかというのはわからないので何とも言えないんですけど、震災によって特別分としてこう来ている分で積み立てていっていると。じゃ、震災によって被災をこうむった人にそれが還元されているかという

と、還元されていないということになれば、何のための特別の手当だったのかということにもなりかねないことですから、その辺はやはり特別分として来た分は保険者に返すとか、そういったことを考えていかなきゃないんでないかなと思いますし、あるいは何のために病院をつくったときに国保病院という名を打ったのかとか、ほかの町にない保健と医療と福祉を連携して三位一体でやっていきたいと思いますという理念のもとでつくった病院でありますから、やっぱりその理念の中には弱者という言い方はおかしいですけども誰かの手をかりなければ生活できない人、その人たちをどうやって三位一体で生活の支援をしていくのかということを考えれば、やはり今の基金の持っている額というのはちょっと異常でないのかなと思いますので、その辺の使い方に関しては病院部門、あるいは健康課の部門、そういったところでよくお話し合いをされて、特に健康部門では認知症の問題であるとか、それから介護保険のほうについては要介護1から5までの人たちとか、そういった人たちに病院を含めて応援していくということ考えたときに、この基金の額というのはいかがなものかなと思いますけど、その辺はやっぱり院内でよく話し合いされてぜひよりよいサービスといいますか、生活支援の向上を、包括支援といいますか、そういったことも含めてやっていただければと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） これまでも国保事業と国保病院の関係というのはさまざまな形で関係があって成立していると思いますので、そういったようなこれまで取り組んできたことももう一回見直ししながら、やはり国保病院としての病院のあり方、運営のあり方と、それから国保事業の目的に沿った中でそこで何らかの整合性がとれた時点で何らかのそういったような、一言で言えば国保事業からの財政支出ということもあろうかと思えますけれども、まずはそういったような互いの目的に沿った形の中でやれるものがあれば、今の状態ではやれるのかなと思いますけれども、そういったようなことも今後、そういった面から病院の事業のあり方、国保事業のあり方を考えさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第17号 令和元年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、議案第18号 令和元年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,117万円を増額し、総額を1億7,292万4,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、年度末までの収入見込みによる後期高齢者医療保険料の増額及び県負担金の確定による繰入金の増額でございます。

歳出につきましては、保険料及び県負担金の増額に伴う後期高齢者広域連合納付金の増額について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長から順次説明願います。

○税務課長（熊谷健一君） 議案書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款後期高齢者保険料1項1目特別徴収保険料1節現年度分650万円の増額、2目普通徴収保険料1節現年度分450万円の増額、2節滞納繰越分11万円の減額ですが、年度末までの見込みでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 3款繰入金1項1目1節保険基盤安定繰入金28万円の増額ですが、保険料軽減補填分の繰り入れに係るものでございまして確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,117万円の増額につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金の増額分を細目1の後期高齢者医療広域連合納付金として28万円の措置を、保険料の収入見込みによる増額分を細目2の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として1,089万円の措置を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和元年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和元年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘

定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第19号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ5,194万8,000円を減額し、総額を18億3,647万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、国県交付金等の内示による増減でございます。

歳出につきましては、年度末までの見込みによる保険給付費の減額について措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長から順次説明願います。

○税務課長（熊谷健一君） 議案書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款保険料1項1目2節普通徴収保険料①現年度分400万円の増額、②滞納繰越分20万円の減額ですが、年度末までの見込みでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 次です。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金3,413万2,000円の減額、次の2項1目調整交付金224万円の増額、2目1節介護予防日常生活支援総合事業分349万4,000円の減額、2節その他地域支援事業分178万9,000円の増額につきましては、それぞれ内示に伴います増減でございます。

4款県支出金1項1目介護給付費等負担金876万円の減額、8ページ、9ページをお開き願います。2項1目1節介護予防日常生活支援総合事業分58万8,000円の減額、2節その他地域支援事業分89万9,000円の増額につきましては、国庫支出金同様、内示及び交付見込みなどによるものでございます。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金1,966万7,000円の減額、2目地域支援事業支援交付金131万円の減額につきましても、1月17日付内示による減額措置を行うものでございます。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金659万6,000円の減額、2目1節①介護予防日常生活支援総合事業費繰入金59万1,000円の減額までは町の法定負担分12.5%分の減額、②その他地域支援事業費繰入金89万5,000円の増額につきましては、町の法定負担分19.25%分の増額となるものでございます。

3目その他一般会計繰入金1万1,000円の増額は、職員人件費分の増でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金945万3,000円の増につきましては、消費税改定に伴い保険料軽減措置が拡大されたことにより増額となったものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

2項1目介護保険給付基金繰入金410万3,000円の増額は、各種交付金の内示等に伴い財源が不足する分として基金を充てるものでございます。補正後の年度末基金の現在高につきましては9,579万8,000円となるものでございます。

次に、歳出です。次のページをお願いします。

1款総務費1項1目一般管理費1万1,000円の増額につきましては職員人件費の増額。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費5,276万4,000円の減額でございます。平成30年度決算見込みに対し、平成31年度、いわゆる令和元年度は1号被保険者の増も含め当初3%程度の伸びを見込んでおりましたが、想定した見込みより給付が伸びなかった状況にあります。説明欄につきましては、予算との調整額の増減を示しておりますが、対前年度と比較しますと、減少傾向にあるのはサービス給付費とされます訪問介護、通所介護、短期入所介護が前年度と比較し減少傾向にあります。反対に増加の傾向を示しているのが、施設介護サービス給付費、特に介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの伸びが顕著であり、介護老人保健施設は対前年度より減少傾向がうかがえるところでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費から4項高額介護サービス諸費までは財源の内訳を調整するものでございます。

14ページ、15ページにまいります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 5款地域支援事業になります。介護予防生活支援サービス事業85万3,000円の増額につきましては、総合事業の訪問型、通所型サービスの負担金の年度末までの見込みによるものでございます。

次のページ、16ページ、17ページをお開きください。

2の認知症総合支援事業費9万8,000円の減額につきましては、認知症サポート員の研修参加負担金ですが、県のほうで負担をいただきましたので減額となりました。

次のその他諸費になります。審査支払手数料6,000円の増額につきましては、総合事業の介護審査手数料を年度末までの見込みで増額をお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課参事兼課長（浅野孝典君） 6款諸支出金2項1目償還金1万6,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては平成29年度の審査支払手数料に計算違いが確認されまして調整交付金精算償還金として措置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和元年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第20号 令和元年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和元年度涌谷町下水道事業会計予算について、収益的収入を132万2,000円増額し、収益的支出を194万2,000円増額、また資本的収入を4万5,000円増額し、資本的支出を38万6,000円増額いたすものでございます。

主な内容といたしましては、各事業費の所要見込みによる増減、減価償却費及び長期前受け金戻し入れの増額、また一般会計からの繰り入れの減額となっております。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、補正予算書1ページをお開きください。

第2条につきましては、定めた収益的収入の予定額を132万2,000円増額して、収益的支出の予定額を194万2,000円増額するものです。

第3条は、定めた資本的収入の予定額を4万5,000円増額し、資本的支出の予定額を38万6,000円増額するものです。

なお、資本的収支の不足額は34万1,000円増額の1億3,696万8,000円となり、減債積立金を34万1,000円増額して補填財源に充てるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

収益的収入、支出の補正でございます。

収益的収入の補正で、1項営業収益3目他会計負担金20公共雨水1節他会計負担金雨水処理負担金の22万7,000円の減額は、確定見込みによるものです。

6目10社会資本整備総合交付金4万5,000円の減額は、4条予算への組み替えでございます。

2項営業外収益2目10、1節他会計補助金の43万3,000円の減額、事業目30農集排の1節37万6,000円の減額については、支出減によるものでございます。

5目1節補助金については精算見込みによるものでございます。

3目受贈資産評価額については確定によるもの、5工事負担金については確定見込みによるものです。

収益的支出の補正は、1項1目30農集排の16節動力費については、マンホールポンプ場の電気料で確定見込み

によるものです。

2目10、17節の委託料は汚泥処理費用の見込みにより減額をいたすものでございます。

9目減価償却費については3目とも確定によるものでございます。

2項営業外費用1支払利息及び企業債取扱諸費については、企業債利息の確定による減額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収支でございます。資本的収入3款6項1目国庫補助金ですが、3条予算、収益的収入からの組み替えで社会資本整備総合交付金を4万5,000円増額するものでございます。

資本的支出につきましては、4款3項1目の企業債償還金についてはいずれも確定によるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑になります。質疑ございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 4ページの上のほうに収入ということでございますが、町長さんにこの事業収益の状態についてお聞きしたいというふうに思います。下水道事業収益のトータルで5億500万円ほど合計でございますが、この内訳として営業収益が1億1,700万円、それから営業外が3億3,800万円と。何か普通の事業をごらんになる場合は、どうもこの金額がこの逆であったらいいんでないかなと、こういうふうに私は見たわけでございますが、この状態、事業採算ということもございます。それから今後、事業を継続していく上での収支の状態、これもやっぱり当然ながら検討されているんだろうと思いますが、町長さんの見方なり、それから今後、こういうことをやっていきたいというふうにもいろいろ対策をお考えであったならば、お聞きしたいなというふうに思います。お願いします。

○議長（後藤洋一君） 事業に対する考えを町長にお聞きしたいんですか。（「はい、収支状態」の声あり）について。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 農集排、公共下水道の考え方でございますけれども、まず一番の直近の目標とするのは、いわゆる事業管理経費です。この管理経費を事業収入でもって賄いたいというのがまず当面の目標でございます。公共下水道の場合は、それが一定程度、なされておりますけれども、農集排事業につきましてはどうしても管理経費に対して事業収入が追いつかないという現状でございます。

こういった中でこの事業というのは、いわゆる快適な環境を整備するための事業として導入されたわけでございますが、もう一方では、多分議員が心配するのは、町の財政状況全体から見た場合、どうなのかなという考えで発言されたと思いますが、そういうことに対しても財政の再建化計画においては平準化債というものを使いながら全体としての負担を延ばしながらやるという考えを示しておりますけれども、やはりこの部分は町の大きな財政的な問題となっているのは間違いございませんが、当面はそういったような事業収入をもって管理費を賄いたいというのが当面の目標でございます。詳しくは担当課長のほうから細部にわたりましては答弁をいたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 事業収益の状況というところでございます。やはり事業収益の大きいところというのは、やはり営業収入の中の下水道の使用料というところが大きいところでございます。使用料につきましては、普及率の関係、接続率の関係がございまして、こちらのほうを伸ばさないとなかなか収入が伸びてこな

いという状況になっておりまして、この部分につきまして積極的に町のほうとしても接続促進を進めていこうとして実際にそちらのほうを進めておりますが、やはり社会状況とかによりまして、特に農集排、農村部の高齢化、ひとり世帯の増加等ありましてなかなか伸びていない状況にあるということでございます。今後もこの状況が続くことが予想されておりまして、その点につきまして多分議員さんのほうでもご心配なされているのかなというふうに思っております。この辺につきましては管理諸費、こういったところの管理費がこの収入で賄う部分の大まかなところでございますので、そういったところの広域化とか、他町村との連携、それから民間活力の導入とか、そういったものの多種の経費節減の方法に向けて努力いたしまして経費の節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、こちらのほうの営業外の収益が大きいのは、先ほど町長が申しましたように、他会計に一般会計からの繰り入れということで現在はこちらの部分を補っているところでございますので、やはり効率的な経営努力に向けまして随時努力してまいりたいというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） よろしいですね、今話したとおりで。7番。

○7番（伊藤雅一君） もう一度お聞きしますが、私の心配するのは、事業としてこういう状態で果たして今後も事業を継続してやっていくことが、町の事業として果たしてどうなのかなというふうに、また維持継続する、どれぐらいまでやっていけるかということも心配されます。これも私の見方です。町長さんはまた別な見方を持っておられるかもしれませんが、今後のことなり、それから町全体の財政のことも当然、かかわっていますので、考えますというと、これは内部検討といいますか、大きな意味での改革改善を内部でいろいろとそういう知識を持った方々、おられると思いますのでご検討されて、果たしてこのままで今までどおり持続していいものか、何か抜本的な改革を考え出してこの事業に当たっていくか、少し検討してみる必要が十分あるんじゃないかなというふうに思っています。このままで果たしてまた来年も、また再来年もという形ではなく、何か方法ですね、考え出していきたいとも思うわけです。そういったことで申し上げていますので、ひとつお考えをもしありましたならば、いろいろと考えているところがもしございましたらばお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤洋一君） 7番議員、今、町長、そして、上下水道課長のほうから、できるだけ今の財政再建に合わせて柔軟な一般繰り入れからの対応も今後、進めてと今、町長からお話しされてございますので、今後、さらに検討していただくことでご理解していただきたいと思います。よろしいですね。

○7番（伊藤雅一君） 議長さちょっと申し上げます。一般会計から繰り入れということは、それと改善対策にはつながらないというふうに私は思うんです。そういう意味で私は申し上げていますので、一般会計からの繰り入れが今、問題になっているんじゃないかと思います。そうではなく、別な方法でこの経営のこの事業を持続する方法を考えていく必要は私はあるというふうに思います。そういったことで質問していますので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 今、町長から説明したとおりでございますけれども。（「答弁させさい、だめだ、答弁させなきゃ」の声あり）上下水道課長。（「何年も前から言われているんだからさ、抜本的改革って、監査委員からも指摘されているんだから、直っていないんだ」の声あり）上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 特に下水の処理ということでございまして、公共下水道につきましては町のほう

の人口は確かに減っておりますけれども、町の中心部はいまだに市街地が形成されている状況でございます。

問題になってくるのは、議員さんおっしゃっているのは、特に一般農村部、農集排の関係だと思われましても、現在は集合処理という形で汚水のほうを1カ所に集めて処理する。これが経費的に非常に安いではないかということで事業のほうを進めております。人口が少なくなって集落の形成が疎になって散居という形になってくれば、その効率はどんどん悪くなってまいりますので、確かに議員さんおっしゃるようなところの不安視はされます。そのため、将来的なところというのはございますけれども、戸別には涌谷町のほうは合併処理浄化槽等で戸別対応をしております。将来的には、そういったところの新たな処理方式等も見据えまして集落の集合状態、人口の密集状態を考慮して事業のほうを新たな事業が出てくるのであれば、そういったところも取り組みに加えて考えてまいりたいと思っております。いかに現在、使っている方々をそのまま長い間、使えるように事業を継続していけるように持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和元年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第20号 令和元年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第21号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第21号の提案の理由を申し上げます。

本案は、資本的収入及び支出において医療機器の購入に係る企業債収入や資産購入費が確定したことから減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 洋一君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（紺野 哲君） それでは、議案第21号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

第2条におきましては、予算第4条に定めた資本的収入から90万円を、資本的支出から30万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

第3条におきましては、予算第5条に定めた企業債の限度額を90万円減額し、1,440万円に改める補正でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

内容になります。今回の補正につきましては、当初予算に計上しておりました臨床検査システム等の医療機器購入費が確定いたしましたので、支出では差額の30万3,000円を減額し、収入では財源としておりました企業債について確定に伴い90万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤 洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤 洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和元年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号から議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤 洋一君） 日程第6、議案第22号 令和2年度涌谷町一般会計予算から日程第14、議案第30号 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。

◇

◎休会について

○議長（後藤洋一君） 本会議は、本日ただいまから13日の予算審査特別委員会閉会まで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は、ただいまから予算審査特別委員会のため休会とすることに決しました。

◇

◎延会について

○議長（後藤洋一君） お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時18分

